

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

東北町の洪水ハザードマップによると、東北町商工会管内の市街地に於いては、豊田地区・赤川下流、赤川・土場川、乙供地区の一部で0.5m～3mの浸水が予想されているほか、同地域の隣接地でも0.5m～3mの浸水が予想されている。また、蓼内・入沼地区で小川原湖に接した部分が氾濫流の浸水が予想されている。

野辺地湾の水位の上昇により、湯沢・清水目地区の一部で0.5m～3mの浸水が予想されている。

- ・東北町ハザードマップは、高瀬川と野辺地川が氾濫した場合の浸水予測を示しており、概ね50年に一度起こる大雨を想定している。

(土砂災害：ハザードマップ)

東北町の土砂災害ハザードマップによると、山間部のほか、町中心部に位置する東北町役場東北分庁舎の周辺に於いては、がけ崩れや地滑り等土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所が多数存在するエリアが見受けられる。

(地震：J-SHIS)

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、東北町においては、今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が6%以上26%未満の確率で発生すると言われている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度7の地震が予想されている。

(その他)

昭和43年5月16日、十勝沖を震源とする震度5の十勝沖地震が発生（被害総額6億6千万円）。平成6年12月28日、東方沖を震源とする震度4の三陸はるか沖地震が発生（被害総額9千7百万円）。平成23年3月11日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のM9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、巨大津波や火災で多数の死傷者がでた。（死者15,769人、行方不明者4,227人）当町に於いては、震度5弱を記録（被害総額50百万円）。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

管内事業所の商工業者数については、以下のとおりで推移している。

業種別小規模事業者数の推移

(単位：事業所)

業種 \ 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度
建設業	6 5	6 3	5 8	5 8	5 7
製造業	9	1 0	1 1	1 1	1 1
卸売業	8	9	9	9	9
小売業	6 8	6 7	6 9	5 9	5 9
飲食・宿泊業	1 0	1 0	1 1	1 1	1 0
サービス業	3 5	3 3	3 1	3 2	3 2
その他	1 3	1 2	1 2	1 3	1 1
定款会員	7	1 0	1 0	7	6

(資料：商工会実態調査より)

商工業者・小規模事業者の推移

(単位：事業所)

項目 \ 年度	平成 2 5 年度	平成 2 7 年度	平成 2 9 年度	令和元年度	令和 2 年度
商工業者	3 4 5	3 3 6	3 0 7	2 9 7	2 9 9
小規模事業者	2 9 9	2 9 8	2 7 5	2 5 3	2 5 3
会員数	2 1 5	2 1 4	2 1 1	2 0 0	1 9 5

(資料：商工会実態調査より)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・東北町地域防災計画の策定（地震災害対策編、風水害等災害対策編）
- ・東北町業務継続計画の策定（大規模災害編）
- ・防災訓練の実施中部上北広域事業組合消防本部、七戸町、陸上自衛隊、青森県防災航空センター、七戸警察署と連携し総合防災訓練を年 1 回実施
- ・道の駅周辺防災拠点化計画の策定
- ・防災備品等の備蓄（防災備品、資機材等の備蓄については、東北町地域防災計画に記載、今後も計画に基づき順次整備を図る）
- ・各種「ハザードマップ」や「避難所マップ」を策定しHP等で広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

2) 当会の取組

- ・東北町商工会事業継続計画（BCP）策定
- ・事業者のBCPに関する国、県の施策の周知パンフを作成し巡回時に配布するほか、HPにBCPの取り組み状況等を掲載し周知に努める。
- ・事業者のBCP計画策定支援事業としてセミナーの開催や策定に向けての個別指導を行う。
- ・青森県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、東京海上日動火災保険㈱と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進
- ・防災備品の備蓄（非常用発電機、投光器、水、非常食、医薬品など、品目・個数等詳細は、東北町商工会事業継続計画（BCP）及び様式10 非常用資機材備蓄品等管理票に記載）
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害時における防災活動協力に関する協定書（以下、「防災協定書」という）を当町と締結する。

II. 課題

- ・管内小規模事業者に対する国及び青森県の施策の周知やBCP策定支援事業など、目標に掲げた一部の取組に実施できていない事項があり、緊急時の対応についても訓練が実施されていないなど、初動対応や応急対応について当会職員のスキル向上が課題である。
- ・保険や共済等に関する推進についても、小規模事業者に対する十分なリスク管理指導・助言を実施できる当会職員が不足しているため、事業継続力強化支援事業に係る知識習得に努めていく必要がある。
- ・東北町商工会事業継続計画（BCP）についても、策定後日が浅く、緊急時の取り組みについての訓練も未実施の状況から、対応のノウハウを持った人員が不足している。
- ・非常時に必要な防災設備・備品・資機材の在庫保有状況については不十分な状態にあり、今後は計画的に備蓄の促進を図っていく必要がある。
- ・計画策定後の訓練実施や備蓄資源の点検等を実施し、PCDAのマネジメントサイクルを回し、業務継続計画の実効性をより高めていくことが課題である。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ. 目標

- 本計画の目標設定にあたっては、東北町地域防災計画を踏まえつつ地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害が事業活動に与える影響について、個々の企業の経営状況に合った効果的な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速に進め、発災後における地域経済機能の維持確保を目標とする。
- 管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を図る。
- 小規模事業者の災害などによる事業中断から復旧等を速やかに行うため、緊急時に於いても優先業務を継続できるような事業継続計画の策定支援を経営改善普及事業の一環として積極的に取り組む。(このことにより企業は事業を継続することで顧客の信用と従業員の雇用を守ることができ、行政は地域経済の活力を維持することで商工業振興に繋がる)
- 発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当町と当会で被害情報の共有化を図り、報告体制を確立する。
- 発災後、速やかに復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制整備と関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、東北町と連携し速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

なお、事業継続力強化支援事業は、最新の自然災害等発生予測や国・県等の施策をもとに実施していく必要があることから、東北町地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ定期的に見直しを行っていく。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制等を整備し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・本計画と東北町の地域防災計画の整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会の事業継続計画は、小規模事業者の経営の指導的立場にある商工会が災害時に自ら被災し人的・物的資源が不足する可能性がある中において、非常時優先業務を特定するとともに、その業務のマニュアルや執行体制を事前に定めておくことで、未曾有の大災害が発生しても適切に事業を継続できるようにすることを目的として作成する。(令和2年作成)

3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上火災保険株式会社やあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から専門家の派遣を依頼し、管内のすべての事業所を対象とした「BCP普及啓発セミナー」や「保険相談会」を開催し、それぞれの企業に適した損害保険や生命保険等の紹介を行うなどリスク管理強化に努める。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各

種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・東北町の公民館等公共施設や地域金融機関、法人会等と連携しセミナーの共催事業や普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。
- ・当会、当町を構成員とする「東北町事業継続力強化支援推進協議会（仮称）」を設立し、普及活動やBCPの実効性等を協議検討する。

4) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定支援をした全ての小規模事業者に対し、計画の実施状況を確認し、その実効性を高めるためフォローアップを行っていく。BCPは策定すればよいというものではなく、繰り返し教育や訓練を実施していくことが重要である。当町が実施する総合防災訓練に積極的に参加し非常時の参集訓練や安否確認訓練等を通じて、課題や改善点を把握し計画の見直しに反映させていくなど、PDCAを活用し指導する。
- ・「東北町事業継続力強化支援推進協議会（仮称）」を年1回定期的に開催し、計画に対する実施状況の確認や改善点等の見直しを協議し今後の事業継続力強化支援に反映させていく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・J-SHIS全国地震動予測地図によると、当町に於いては、今後30年の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%と言われている。
自然災害（大規模地震）の発生を仮定し、当町及び青森県商工会連合会等関係機関との連絡ルートの確認（図上訓練）や避難訓練等を実施する。（実地訓練は必要に応じて実施）
- ・当町が行う総合防災訓練に参加し、その結果を踏まえ、本計画の見直し等の基準の参考にする。また、訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等発生当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、職員の生命・安全の確保、人命救助が第一であり、それに必要な活動に対し人的・物的資源を優先的に配分することが重要である。そのうえで、次の手順で管内の被害状況の把握に努め、当町と情報を共有し青森県への報告ルートに従い、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。
また、地域に於ける家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大きな被害情報を確認したうえで、速やかに当町と共有（原則的には当会と東北町との間で定めた（様式2）の実態調査報告書をもって行うが、緊急性があるときは、口頭で情報共有し、後に書面提出する）し、当会の災害対策本部の設置並びにBCPの発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し報告する。
尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、二次災害の防止を図るとともに当会防災マニュアルの職員行動基準に従い対応する。
- ・情報共有、報告、確認等を行う上での情報通信手段については、固定電話のほかFAX、携帯電話やメール機能、LINEを利用し行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・ 職員が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担等については、都度協議し決定する。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、発災後 24 時間以内に当町と情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定する）

大規模な被害がある	・ 地区内事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域に於いて連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断され、状況確認ができない場合。
被害がある	・ 地区内の事業所で、「看板等の損傷」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している場合。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報が無い場合。

- ・ 本計画により、当会から当町に以下の間隔で被害情報等を報告し共有する。

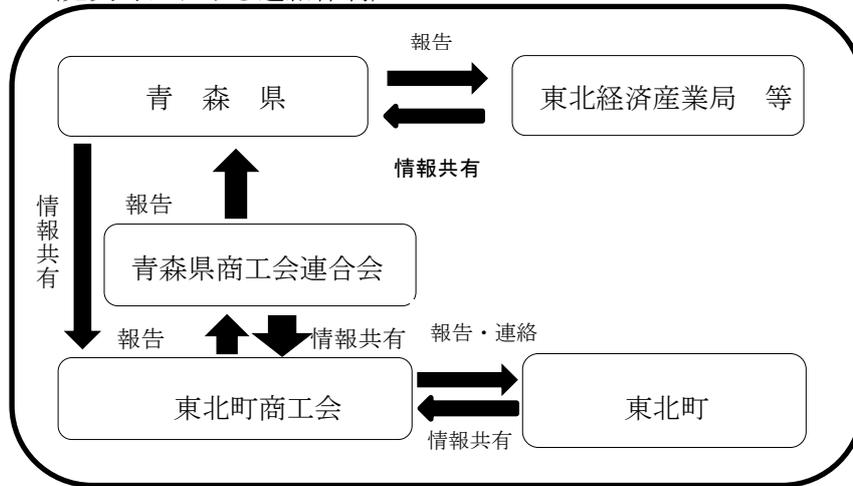
発災後～1週間	1日に3回共有する（9時、13時、17時）
1週間～2週間	1日に2回共有する（9時、17時）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する（9時）
1ヶ月～解除まで	2日に1回共有する（9時）

- ・ 当町で取りまとめた「東北町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・ 自然災害等発生時は、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。

〈発災時における連絡体制〉



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置等については当町と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会館において実施する。現在地の商工会館が被災した場合の代替施設については、当町と相談するなど今後の検討課題とする。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続に向けた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当町の施策）について地区内小規模事業者に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

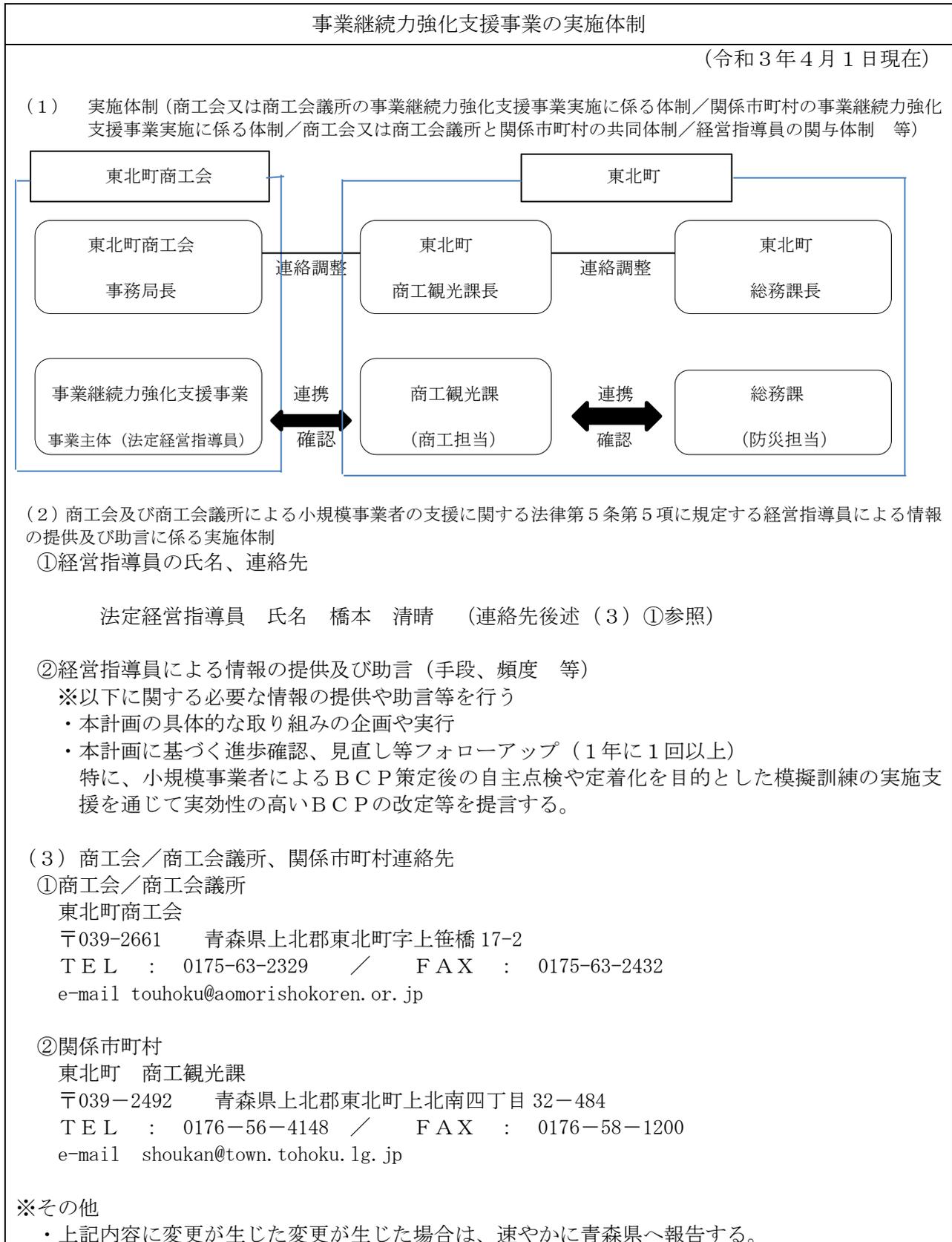
- ・青森県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティーネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分取りながら支援していく。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県並びに青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ・チラシ作成費	40	40	40	40	40
・通信運搬費（開催案 内）	5	5	5	5	5
・会議費	25	25	25	25	25
・事務費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、東北町補助金、青森県補助金、国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

